



平成21年度カーボンオフセット年賀寄附金 配分申請要領

平成20年9月

～ 目次 ～

P.2 はじめに

P.4 配分事業の流れ

P.5 CDM排出権取得・償却事業助成

P.5 CDM排出権取得・償却事業助成プログラム

P.6 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

P.7 申請のできる団体、審査委員会、事業の実施

P.8 配分申請に必要な書類

P.9 配分決定と通知の時期

P.10 配分通知の交付式、年賀寄附金配分事業の表示、終了時、監査及び評価

P.11 お問い合わせ、その他ご注意



地球温暖化抑制のため、温室効果ガス削減に寄与する事業に対する平成21年度カーボンオフセット年賀寄附金の配分団体を次のとおり公募いたします。

申請受付期間：平成20年10月1日(木)から平成20年11月30日(日)

はじめに

【カーボンオフセット年賀について】

平成20年用寄附金付年賀はがきに初めて発行されました「カーボンオフセット年賀はがき」は1,500万枚が流通し、多くの方々にカーボンオフセットの認知を頂くことになりました。昨年はあまり一般的でなかった「カーボンオフセット」という言葉も、その後1年を経て、今や多くの方々の知るところとなりました。この夏にはかもめ～る(暑中見舞いはがき)の一環として「カーボンオフセットかもめ～るはがき」が発売されて、夏、冬を通じてカーボンオフセットはがきが流通するようになりました。

CO₂の削減に協力したいと思いながら、なかなか具体的行動の機会が得られない多くの方々から、はがきを買ってCO₂削減に貢献できる身近な仕組みとして支持を集めています。前回の寄附金により約3.8万トンの排出権が取得され、償却を目的として、政府管理口座へ移転されましたので、環境省の国民的プロジェクト「チームマイナス6%」が掲げる一人一日当たりのCO₂削減目標1kgに対して、約3,800万人の一日分の削減目標の達成に貢献したことになります。

また、カーボンオフセット年賀はがきには年賀寄附金と弊社のマッチング寄附金を合計して10円の寄附金が付与され、1枚の同はがきで2.5kgのCO₂削減に貢献したことになります。わが国の日常の家庭生活に起因する一人当たりのCO₂排出量は、一週間で約24.9kg、10枚の同はがきにより、一人が家庭生活から排出する1週間分のCO₂量を相殺することができます。

- (注1)「カーボンオフセット」とは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂の排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出されるCO₂についてその排出量を見積もり、排出量に見合ったCO₂の削減活動に投資すること(具体的には排出削減プロジェクトの実施に伴う排出削減量の取得)により、排出されるCO₂を埋め合わせるという考え方です。
- (注2)CO₂排出量は環境省データ「2006年度の温室効果ガス排出量(確定値)」、人口は「国勢調査2007.10.1推計人口」によります。
- (注3)「カーボンオフセット年賀は、年賀葉書の製作や配達によって排出される温室効果ガスをオフセットするものではありません。日本全体の温室効果ガス削減目標である「マイナス6%」に貢献するものです。



【カーボンオフセット年賀寄附金について】

寄附金付年賀はがきは、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和24年(1949年)に初めて発行され、今年で始まりから数えて60回目を迎えます。お預かりした寄附金は全て「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)に定められています10の分野の事業を行う団体に幅広く配分しています。

この一環として、平成20年度より寄附の目的を地球環境の保全を図るための温室効果ガス削減への貢献に限定した「カーボンオフセット年賀」を発行しました。お預かりした寄附金及びそれと同等額の郵便事業株式会社からの寄附金は国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(以下、CDM)から得られる排出権の取得に全て充てられ、結果として家庭等でのCO2排出量をオフセットすることにより、京都議定書で定められた日本の排出量削減目標であるマイナス6%達成のために貢献します。

【カーボンオフセット年賀寄附金の意義について】

カーボンオフセット年賀寄附金は、「年賀はがきを贈る(送る)」という国民的行事に基づき、多くの人々が地球環境の保全を図るために温室効果ガスを削減するという意思をもって寄附活動に参加するという世界でも類を見ない取組です。人類にとっての最重要課題である地球温暖化を抑制し、将来の世代に暮らしやすい地球を引き継ぐために、社会システムやライフスタイルの転換といった息の長い活動が強く求められる中、この取組の重要性や社会的意義は今後より一層高まるものと考えています。

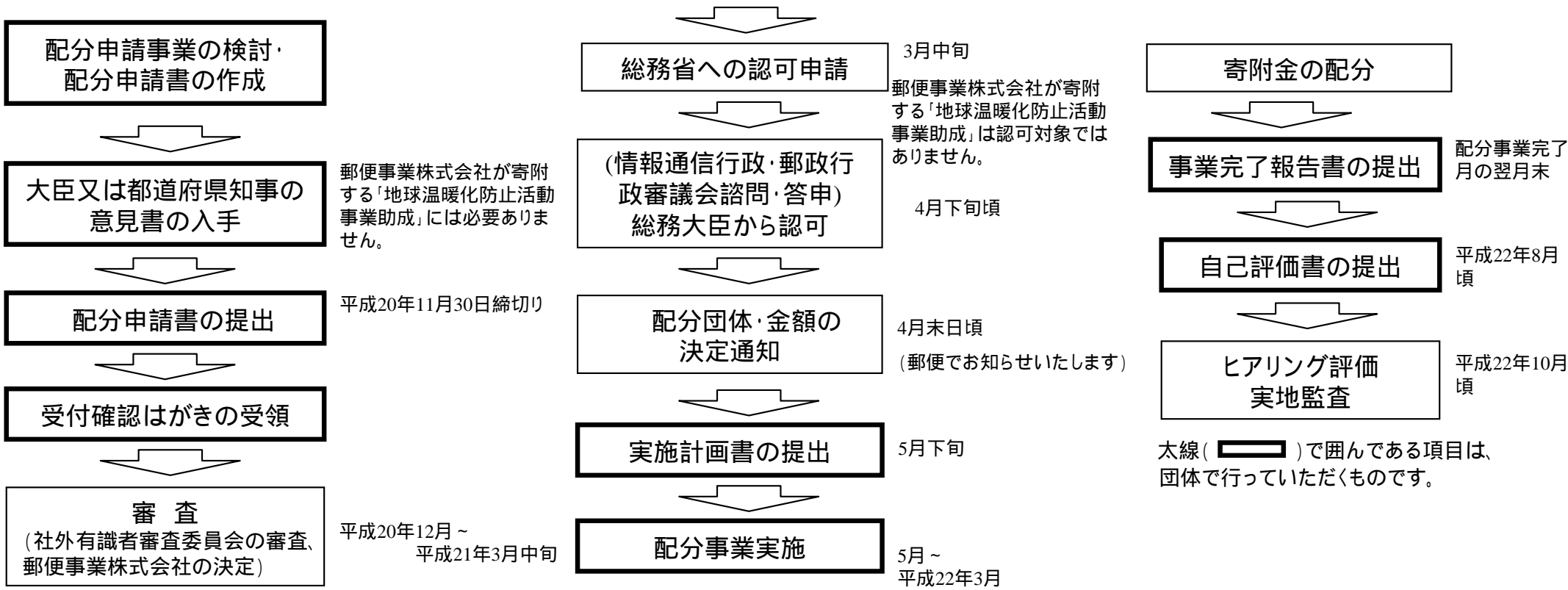
【郵便事業株式会社の寄附金について】

郵便事業株式会社は、カーボンオフセット年賀寄附金にあわせて、独自に、それと同等額を寄附いたします。配分する寄附金額の用途内容は、カーボンオフセット年賀寄附金と同様にCDM排出権の取得、カーボンオフセット年賀寄附金と郵便事業株式会社の寄附金で取得するCDM排出権の取得費用・排出権を国の償却口座へ移転させるための費用等必要経費とし、更に排出権の取得・償却事業を行う団体が希望する場合は、とは別枠で、「地球温暖化防止活動事業」に対する助成を行います。



【配分事業の流れ】

- (1) この配分申請要領をよくお読みいただき、申請に必要な配分申請書入手してください。
- (2) 団体の活動内容に照らして申請する内容を検討していただき、この配分申請要領に記載された条件、審査にあたって重点考慮される事項等を踏まえて、配分申請書を作成してください。申請に必要な書類を揃えて(申請書を折らずに入る封筒をご使用ください。)、郵便(配達記録郵便)にてお送りください。受付期間は平成20年10月1日(水)から平成20年11月30日(日)(当日消印有効)です。消印が12月1日(月)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。
事務局は、申請書類を確認の上、同封いただいた「はがき」に申請書類を受け付けた旨を表示して返送いたします。
平成20年12月15日(月)までに「受付確認はがき」が届かない場合には事務局へお問い合わせください。



【CDM排出権取得・償却事業助成】

CDM排出権取得・償却事業助成プログラム

1. 寄附金の規模

平成21年用カーボンオフセット年賀は、1枚につき5円の寄附金が付加されており、6千万枚発行いたします。寄附金の規模は販売枚数によることとなりますが、今回も昨年と同様に郵便事業株式会社がお客さまから寄せられた寄附金額と同等額の寄附をいたしますので、寄附金総額はお客さまからの寄附金の2倍となります(この寄附金総額が確定するのは平成20年3月頃です。)。この寄附金額の全てが排出権の取得・償却(CDM排出権価額、CDM排出権の取得費用・排出権を国の償却口座へ移転させるための費用等必要経費)のために活用されます。

2. 助成内容

申請団体にはCDMプロジェクトにより発行された排出権を取得し、平成21年度中に国の償却口座に移転していただきます。取得・償却する排出権は、二酸化炭素やメタンガスの排出削減に寄与する活動から得られるものとし、かつ、排出権創出国の発展や環境の改善に寄与する社会的意義の高い事業から創出されたもので、国連気候変動枠組み条約に基づきCDMプロジェクトとして認定されたものとし、

事業実施の際には、取得した排出権が政府管理口座への移転(ログ登録)されたことを証明する取引記録を事務局へ提出していただき、事業完了月の翌月末までに事業完了報告書を提出していただきます。

3. 助成金額

1件あたりの上限金額は設定いたしません。

助成金は月末交付となりますので、事務局へ取得した排出権が償却口座へ移転されたことを証明する取引記録の提出日により当該月末若しくは翌月末に交付いたします。

4. 審査のポイント

審査のポイントは次のとおりです。

排出権の由来するプロジェクトの良質さ、 排出権価額及び諸費用の適切さ、 事業実施の確かさ、 事業実施法人の事業目的の本事業との整合性 等



地球温暖化防止活動事業助成プログラム

本助成は、前ページ「CDM排出権取得・償却事業助成プログラム」を申請される団体の中で、希望により、地球温暖化防止活動事業助成を行うものです。

この助成金は「カーボンオフセット年賀」で寄せられた寄附金額と同等額の寄附金とは別に郵便事業株式会社が寄附金として用意するもので、森林育成やCO2削減に結びつく活動・啓発など、地球温暖化の防止に繋がる活動について助成いたします。

本プログラムは、CDM排出権取得・償却事業助成が決定し、かつ審査委員会において配分が採択される必要があります。CDM排出権取得・償却事業助成が決定しても、審査において本プログラムが不採択になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 助成金額

1件あたりの上限は500万円です。

当該活動を行うのに真に必要な金額とし、助成金は事業開始月と10月末(若しくは終了月の月末)の2回分割で交付、または終了月一括で交付いたします。

2. 活動実施地域

活動実施地域は日本国内とします。

3. 活動事業に期待すること(優先配慮)

社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業であること

事業への社会的要請が高く、また事業実施後の成果の社会への普及効果が高いこと。

先駆性の高い事業であること

従来事業の単なる延長ではない、先駆性の高い事業であること。新しく先駆的な事業内容であるか、あるいは事業プロセスの新規な改善であること。

事業計画が明確化され、実現性が高い事業であること

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が明確化され、今回の事業に繋がる過去の蓄積を持ち、実現の度合いの高いこと。

緊急性の高い事業であること

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性の高い事業であること。

4. 助成金の経費項目

別紙「活動助成対象経費項目一覧」のとおりです。



【申請のできる団体】

カーボンオフセット年賀の購入者から郵便事業株式会社がお預かりした年賀寄附金及び郵便事業株式会社の寄附金の配分団体及び配分額は団体からの申請(公募)により、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可(郵便事業株式会社の寄附金を除く。)を受けて配分団体及び配分額を決定いたします。

申請のできる団体は日本の非営利法人であり、公益法人(社団法人、財団法人)、NPO法人、中間法人、独立行政法人とし、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和24年11月14日法律第224号)第5条にある地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図る事業を行う法人が対象となります。本年12月1日より施行される「新公益法人制度」により法人種別に変更が生じる場合ものについては、申請時の法人格が継続されているものとみなします。

【審査委員会】

審査委員会は社外有識者により構成され、審査方針を策定し、団体からの申請(公募)を審査します。審査過程で申請者に問い合わせを行うことがあります。

【事業の実施】

- (1) 申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合がありますので、申請された金額が減額となる場合があります。その場合は事務局より申請団体へ連絡を行い、減額されたために事業が実施できないと判断される団体は、年賀寄附金配分を辞退することができます。
- (2) 配分決定の時期は申請時から数か月経過しており、状況の変化もあると考えられますので、配分決定時点で事業計画の見直しを行っていただきます。現状に即した事業実施計画書に修正して、当社に提出していただき、これに基づいて事業を実施していただきます。
ただし、申請の骨格を変えるような修正は審査の趣旨に反しますので、申請書の趣旨を変えない範囲での事業内容変更、金額の小幅な変更のみ可能です。
- (3) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業総額が減少した場合は、その差額分だけ寄附金から減額いたします(次年度の寄附金に繰り越します。)。また、事業総額が逆に増加した場合、寄附金は増額になりません。自己負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。



【配分申請に必要な書類】

配分申請に必要な書類は次のとおりです。年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)及びカーボンオフセット年賀特設ホームページ(<http://www.carbonoffset-nenga.jp>)からpdf形式及びワード形式でダウンロードできます。インターネットにアクセスできない方は、下記年賀寄附金事務局まで郵便はがきもしくはファックスにより、法人名、住所、電話番号及び「平成21年度カーボンオフセット年賀寄附金配分申請書類希望」と明記の上、お申し込みください。

必要書類

(1) 申請書類

「CDM排出権取得・償却事業助成申請書」、地球温暖化防止活動事業助成も申請される場合には、「地球温暖化防止活動事業助成申請書」も併せてご提出ください。

配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事の「CDM排出権取得・償却事業助成」についての意見書
(「地球温暖化防止活動事業助成」に係る部分についての意見書は必要ありません。)

申請する団体の定款又は寄附行為

直近年度の申請団体収支決算書、収支予算書

取得(予定)排出権のCDMプロジェクトの詳細な内容書

申請団体に関する説明資料やパンフレット(過去の実績資料や記事等を添付できます。)

その他審査委員からその都度求められる書類

(2) 返信用はがき

申請書類を受領した旨を通知いたしますので、配分申請書「実施責任者」の連絡先(住所)・氏名を記した郵便はがきを必ず同封してください。申請書類は受付期間中に下記あて、必ず郵便(申請書を折らずに入る封筒を使用し、配達記録郵便)にてお送りください。なお、申請に必要な書類が全て揃っているかどうか、よくご確認の上、提出ください。



(申請書類の申し込み・申請書類の提出先)

〒100-8798

千代田区霞が関1丁目3番2号

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話:03-3504-4401 FAX:03-3592-7620

(土・日・祝日・年末年始を除く、10:00～12:00 又は 13:00～17:00にお願いいたします。)

受付期間は平成20年10月1日(水)から平成20年11月30日(日) (当日消印有効)です。
消印が12月1日(月)以降の応募については、理由の如何を問わず受理いたしません。

(3) 申請書記入上の注意

配分申請書の記入・印字に際しては黒インク(印刷、ボールペン、万年筆)の使用をお願いいたします。

配分申請書は、審査資料としてそのままコピーしますので、糊付けやホチキス留めはご遠慮ください。申請書用紙に切り貼りをした場合はコピーしたものを提出してください。

配分申請書は所定の申請書様式を使用していただきます。記載紙面の追加等は認めていません。記入欄を超えたり、記入文字数制限を越えての記入は認められません。

審査は申請書類(添付資料を含む)のみにて行うので、配分申請要領、申請書の注意書きに対応した的確かつ簡潔にポイントを掴んだ記載を心がけてください。また、第三者が容易に判読できるよう、分りやすい記載をお願いいたします。

申請書用紙は年賀寄附金ホームページ、若しくはカーボンオフセット年賀特設ホームページからダウンロードできます。

【配分の決定と通知の時期】

- (1) 配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査のうえ、総務大臣の認可(地球温暖化防止活動事業助成は認可の対象ではありません。)を受けて決定・発表いたします。
- (2) 配分申請額に対し、審査委員会において査定が行われる場合があります。
- (3) 配分団体・配分額の決定は平成21年4月末を予定しており、申請された団体には、採否の結果につき、書面にてお知らせいたします。



【配分通知の交付式】

弊社(本社)において年賀寄附金の配分決定通知書交付式を行う予定ですので、寄附金配分対象団体にはご出席をお願いいたします。
(平成20年5月頃開催予定)

【年賀寄附金配分事業の表示】

(1) CDM排出権取得・償却事業

寄附金配分を受けて取得した排出権を日本国の償却口座に移転させる際は、カーボンオフセット年賀寄附金により取得した旨の通知を国に必ず行っていただきます。

何らかの方法(ホームページなど)をもって、それが日本の温室効果ガス削減目標であるマイナス6%の達成に貢献したことを第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。

寄附金配分を受けて取得した排出権について機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社のカーボンオフセット年賀寄附金配分を受けた旨の記述をしていただきます。

(2) 地球温暖化防止活動事業

上記同様、同活動事業について、何らかの方法(ホームページなど)をもって、第三者が認知しうる広報活動を行っていただきます。

同活動事業について、機関紙等へ掲載する場合は、郵便事業株式会社の地球温暖化防止活動事業助成を受けた旨の記述をしていただきます。

上記広報活動については、年賀寄附金事務局(下記「お問い合わせ先」の連絡先)まで情報提供をお願いします。

【事業終了時】

排出権取得・償却及び地球温暖化防止活動事業終了の際に「事業完了報告書」、またその後「自己評価書」を提出していただきます。

【監査及び評価】

寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されているかを確認するため、法律により監査が義務付けられています。郵便事業株式会社社員が実地に監査にお伺いします。

また、事業の完了後に、事業成果の評価を行っています。自己評価及び評価委員会からのヒアリング評価などがありますので、ご協力をお願いします。



【お問い合わせ】

ご不明な点、ご相談等については以下までご連絡ください。締め切り間際において電話がつながりにくい場合があります。その際はご了承願います。

【郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局】
電話：03 - 3504 - 4401 FAX：03 - 3592 - 7620
(土・日・祝日を除く10:00～12:00 又は 13:00～17:00にお願いいたします。)

【その他ご注意】

- (1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、申請書にある実施責任者に連絡をさせていただく場合があります。
- (2) 申請されました書類等はお返ししません。必ずコピー等を保管してください。
- (3) 寄附金を配分することが決定した場合には、団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を公表いたしますので、予めご了承願います。
- (4) 採否の理由等、選考に関わる内容に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承願います。

【参考：平成20年度配分事例】

平成20年用カーボンオフセット年賀寄附金は合計7,464万円となり、それに郵便事業会社からの同等額のマッチング寄附金をあわせて、合計額は1億4,985万円となりました。この寄附金により右表のCDMプロジェクトの排出権(CO2総量3万8千175トン)を取得し、償却を目的として、政府管理口座へ移転することにより、京都議定書の約束の6%削減の達成に貢献します。

項目	内容
1. CDMプロジェクト	アルゼンチンにおける風力発電 (国連認証番号: UNFCCC No.0130) 韓国における風力発電 (国連認証番号: UNFCCC No.0222) ブラジルにおける木質バイオマス発電 (国連認証番号: UNFCCC No.0228)
2. 取得額 (= 配分額)	1億4,985万円
3. 償却CO2量	38,175t-CO2e

